

「石川県飲酒運転の根絶に関する条例(仮称)案」に対するご意見募集について

1 趣旨

県では、飲酒運転根絶の取組みを推進し、安全安心な社会の実現のため、「石川県飲酒運転の根絶に関する条例(仮称)」を策定するにあたって参考とするため、広く県民からご意見を募集します。

2 概要

(1) 募集期間

令和5年2月3日(金)～令和5年2月14日(火)まで
(郵送の場合、2月14日(火曜日)必着)

(2) 石川県飲酒運転の根絶に関する条例(仮称)案の内容

① 県のホームページに掲載(2月3日～)

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kensei/koho/publiccomment/index.html>

② 次の各機関において、閲覧・入手できる。

- ・ 生活環境部生活安全課(金沢市鞍月1丁目1番地、県庁7階)
- ・ 県行政情報サービスセンター(〃、県庁1階)
- ・ 県小松県税事務所(小松市園町ハ108番地の1)
- ・ 県中能登総合事務所(七尾市小島町二部33番地)
- ・ 県奥能登総合事務所(輪島市三井町洲衛10部11番1)
- ・ 県警察本部交通部交通企画課(金沢市鞍月1丁目1番地、県警本部2階)
- ・ 県内各警察署交通課
- ・ 県内各市町交通安全担当課(室)

3 提出方法

意見提出様式に氏名、住所、意見等を記入のうえ、下記のいずれかで提出。
(電話、口頭での意見は不可。)

(1) 郵送：〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県生活環境部生活安全課 交通防犯グループ

(2) FAX：076-225-1389

(3) 電子メール：seian-k@pref.ishikawa.lg.jp

4 意見の取扱い

(1) 提出された意見は、本条例の策定にあたっての参考とする。

(2) 意見の概要とそれに対する県の考え方については、後日公表する。

なお、意見に対する個別の回答は行わない。

(3) 個人情報、あるいは個人が特定できるような情報は一切公表しない。